

決議文（案）

決議の趣旨

- 1 現行の原子力政策を破棄し、再生可能エネルギーなど環境にやさしいエネルギー政策に転換すること。
- 2 次のようなリスクと不合理性を内在する六ヶ所再処理工場を即時廃止すること。
 - ① 大量の死の灰をばらまく未確立の技術
 - ② 使い道のないプルトニウムを製造し、過重なコスト負担を国民に強制
 - ③ 余剰プルトニウムを更に累積させ、核不拡散に逆行
 - ④ 放射性廃棄物とりわけ高レベル放射性廃棄物(高レベルガラス固化体や使用済燃料)を子孫に残す無責任さと倫理感の欠如
 - ⑤ 重大事故が発生した際、下請けの現場作業員に 250 ミリシーベルトもの被ばくを強要する無責任
- 3 むつりサイクル燃料貯蔵施設の操業を行わないこと。
- 4 原子力発電所の再稼働をやめ、速やかに建設中の原発を含む原発廃止の政治的決定をすること。廃炉のゴミは、各電力会社の管内で安全に管理すること。
- 5 原子力発電所の新增設及び更新をやめること。
- 6 使用済燃料は再処理することなく直接処分し、最終処分までの間は安全な中間貯蔵方策を確立して保管すること。
- 7 使用済 MOX 燃料の処理・処分方法が定まらないプルサーマル計画を直ちに中止すること。
- 8 青森県内の原子力施設に関し、以下の措置を講ずること。
 - ① 原子力マネー依存から脱却し、地域再生・強化の政策に転換すること
 - ② 国に追随せず県独自の安全性の検証を行うこと
 - ③ 住民重視の実効性ある原子力防災計画を確立すること
 - ④ 原子力施設の立地及び運転の是非は県民投票によって決すること

決議の理由

2011年3月11日に起きた福島原発事故では、原発の周辺はもとより広い範囲に放射能汚染が拡がり、多くの人々が故郷と生活基盤を奪われ、家族と離散を強いられました。

3日後に丸9年を迎えますが、今年1月14日時点で福島県での未帰還者が約41,000人を数え、未だに原子炉内部の把握が困難で放射性物質の拡散が食い止められず、除染を繰り返す状況が続いています。このような中でトリチウム汚染水等の海洋放出が検討されています。加えて、放射線量の高い帰還困難地域への強制帰還が始まりました。このような政治的意図による暴挙を私たちは絶対に認めません。

大地震にいつ襲われるとも知れない狭い日本、そして火山噴火による火砕流や降灰が及ぶ可能性が指摘されているのに、54基もの原発と核燃料サイクル施設まで建設しました。やがては高速増殖炉の時代が来ると宣伝して、約60年間もかけて「もんじゅ」等での実験を続けてきましたが、ついに廃炉が決定されました。その後の高速炉の研究も全く進んでいません。

日本は既に約 47 トンのプルトニウムを保有しており、六ヶ所再処理工場を急いで運転する必要はありません。それなのに、国の積立金制度と使用済燃料再処理機構を 2017 年 10 月に設立し、これまでの積立金制度を原子力発電所の運転時に集める拠出金制度に変え、安定的に再処理を行うとしています。日本原燃(株)は、再処理事業を 2021 年から本格操業するとしています。事故が起きた際には日本原燃(株)が責任を負うことになっていますが、赤字会社の日本原燃に補償能力があるとは思えません。

六ヶ所再処理工場には、とりわけ危険な高レベル放射性廃液が約 223 m³も貯蔵されたままです。自然災害や重大事故が発生し約 51 時間以上の停電が継続すれば、廃液は沸騰・爆発し日本を壊滅させる破壊力を持っています。ガラス固化が完了するまで、私たちは事故発生の際に怯えて暮らさなければならないのです。

結局再処理工場は、私たちの血税を湯水のように使って、人類が手に負えない核のゴミとプルトニウムを増やし続けるだけの危険施設です。プルトニウムは核兵器の原料であり、その保有はアジアの国々に対して不要な緊張感を与えるだけです。こんな工場は絶対に必要ありません。

原子力規制委員会が六ヶ所再処理工場の新規規制基準に基づく審査を終えそうな状況で、間もなくパブリックコメントが開始される可能性が高まっています。全国から青森から「再処理反対」の声が集中するように、当実行委員会として情報発信をしていきます。

また、むつ市のリサイクル燃料貯蔵施設は、2021 年からの操業延期とされていますが、50 年先に運び出すべき第二再処理工場の計画は未だなく、結局は核のゴミ捨て場になる可能性が高まります。そのむつ市では、使用済燃料の受け入れと貯蔵に核燃料税を課す条例の制定が計画されています。このような原子力マネー依存の行政は決して住民の福祉向上に資するものではなく、地域の自立と再生を阻害するものであり、根本的な見直しが必要とされています。

現在、新規規制基準による審査が続いている県内原子力施設は、いずれも活断層の上部または近傍に立地しており、大地震と火山噴火による降灰、大津波による甚大な被害が発生する可能性があります。どの施設で事故が起きても下北半島から避難しなければなりません。そのための原子力防災計画自体に不備があります。このような事態を知りつつも具体的な対策を講じようとならない三村知事に、県政の舵取りをする資格はありません。三村知事は国策追従一辺倒で、県民の命と健康・財産を守るべき知事の責任を自ら放棄し、原子力交付金と核燃料税に頼る施策に固執しています。このような三村知事に青森県政をこれ以上委ねるわけにはいきません。青森県の未来を左右する原子力施設の存否については県民投票に委ねるべきです。

私たちは、原発にも核燃料サイクル施設にも頼らない、未来の子どもが安心して暮らせる青森県にするために、共に闘おうではありませんか。

以上決議します。

2020年3月8日

2020 さようなら原発・核燃3・11青森集会参加者一同